

「大牟田ちょうどよ課」フェイスブック実施要領

制定 平成27年8月3日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市の地域資源やまちづくりなど大牟田市の魅力に関する情報を、フェイスブックを活用して発信することにより、広く本市のまちづくりに関心を寄せていただく契機とし、もって「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

フェイスブック

第4 公式アカウント名

「大牟田ちょうどよ課」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部秘書広報課広報担当において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市の魅力に関する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による秘書広報課広報担当課長の決裁を必要とし、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

大牟田市情報発信プロジェクトフェイスブック情報更新伺

起 案	平成 年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
	担 当	主 査	課 長
決 裁	平成 年 月 日		
更新予定	平成 年 月 日		
更新区分 (該当するものに○)	新規 ・ 変更 ・ 削除		
公開件名			
更新内容			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合(該当するものに○) 画像 ・ PDF ・ その他 () ※その他公開データは印刷して本様式に添付すること。		